

平成 17年 4月 28日

千葉県知事 堂本 暁子 様
千葉県市長 鶴岡 啓一 様

J F E スチール株式会社
代表取締役社長 馬田 一

改善対策の実施状況報告

平成 17年 2月 17日、及び平成 17年 3月 9日付けにて、千葉県・千葉市殿にご報告申し上げた改善計画書の実施状況につきまして、添付書類のとおり、実施状況をご報告申し上げますので、よろしくお取り計らい賜りますよう、お願い申し上げます。
今後ともよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

目次

1. 千葉地区における環境管理体制の抜本的建直し
2. 本社環境管理体制の見直し
3. ダスト精錬炉及びその関連施設におけるシアン対策
4. 排水溝におけるその他の基準超過対策の進捗
5. 県民・市民の皆様への情報開示

平成 17 年 2 月 17 日、及び平成 17 年 3 月 9 日付けにて、千葉県・千葉市殿にご報告申し上げた改善計画書に関する改善実施状況についてご報告いたします。

1. 千葉地区における環境管理体制の抜本的建直し

(1) 環境管理部門の機能強化

従来、環境管理業務は、環境エネルギー部内の環境防災室が担当しておりました。しかし、環境エネルギー部は、製鉄所内の水処理設備の運転・保守も担当しております。より中立性の高い、強力な指導力を持った組織に変革するために、環境エネルギー部より独立し、環境管理部を新たに設置いたしました。【平成 17 年 1 月 28 日実施】

また、環境管理部門の人員につきましても、従来 12 名であった人員を、10 名増員し 22 名体制とし、スタッフ機能と、パトロール機能を補強いたしました。【平成 17 年 3 月 24 日実施】パトロールについては、教育・訓練も兼ねながらですが、365 日体制で運用を開始いたしました。【平成 17 年 4 月 23 日開始】

環境保全は、安全と並ぶ経営の最重要課題であるとの意識を全員に浸透させるために、環境管理部を最重要部門と位置付け、製造部門、および水処理運転部門への指導を強化してまいります。環境管理部の権限に、工場停止命令を盛り込み、環境管理が全てに優先することを明確にしました。

具体的には、環境管理部の業務分掌、及び『東日本製鉄所環境管理規定』に、『製造部門に対する操業停止等の強力な指導権限』を明記しました。【平成 17 年 2 月 16 日実施】

(2) 環境管理体制の周知

千葉地区の全製造部門、及び構内の関連会社の管理者全員を対象に、緊急研修会を開催し、今回の事例を基に、環境保全意識・コンプライアンス意識の浸透を図りました。【平成 17 年 2 月 7 日実施】

また、公害防止協定の内容について、千葉地区の部長、工場長、室長、統括マネージャーを対象に、教育を実施いたしました。【平成 17 年 4 月 14 日・4 月 21 日実施】

(3) 異常監視の強化とタイムリーな対策・改善の実施について

緊急対応として、平成17年1月22日より、過去にシアン排出が確認された全ての排水口において、4時間ピッチでサンプル採取し、シアンの継続監視を実施しております。現時点まで異常はありませんが、抜本対策が完了するまで、現体制を継続いたします。【平成17年1月22日より実施中】

上記以外の分析についても、全てのサンプルについて分析時間の短縮を図りました。分析結果および日常パトロールにより判明した異常については、異常判明と同時に、電話・ファックス等にて、水質担当者に常時連絡が入る体制とし、休日・夜間でも、即座に所内関係者に連絡するとともに、現地状況を判断し、対応する体制としております。【平成17年1月22日より実施中】

環境管理部にて収集した環境測定データは、担当者のダブルチェック、および上司である環境防災室長までのチェックを経たのち、インターネットを活用し、速やかに所内に情報が流れる仕組みを、運用中です。【平成17年2月3日より実施中】

また、所長、副所長、各部長を交えて毎朝行っているミーティングの際にも、環境データを開示し、情報を共有化するとともに、関連部門への改善指導を行っております。【平成17年4月1日より実施中】

(4) 分析精度（公定法）の担保

公定法に基づく水質分析データは、測定データの信頼性を向上させるために、計量証明書の発行を求めることにいたしました。【平成17年4月1日より実施中】

(5) 公害防止管理者資格取得推進

千葉地区では、今年の秋から、3ヶ年計画でエンジニア全員に公害防止管理者の資格受験を実施してまいります。

また、資格取得者の増員とともに、千葉地区全11工場への公害防止管理者の配置を目指してまいります。

(6) 環境マネジメントシステムの運用

環境マネジメントシステムを平成17年5月末までに改訂し、今回実施する環境管理に関する諸施策を盛り込み、社員、及び関連会社社員に教育し、運用してまいります。

2. 本社環境管理体制の見直し（指導管理体制の強化）

（1）本社環境管理体制の再構築

環境管理に関して全社を統括・指導する部門として、本社に、新たに環境管理部を設置いたしました。【平成17年4月1日実施】

（2）本社監査部による環境監査

監査部に、環境専門の監査実施者を配属し、JFEスチール、及びグループ会社を対象とした環境監査を開始いたしました。監査メンバーは、本社監査部、本社環境管理部門を中心に構成しています。

平成17年3月3日~17日にかけて、JFEスチールの千葉地区を除く5事業所の監査を実施いたしました。

千葉地区の監査は、平成17年5月に予定しています。それ以降、3ヶ月に1回の頻度で実施していく予定です。

（3）CSR（Corporate Social Responsibility）室の設置

企業の社会的責任（CSR）について、徹底して取り組むための推進組織として、本社に新たに、CSR室を設置し、啓発活動を開始いたしました。【平成17年4月1日実施】

（4）環境管理諮問委員会の設置

メンバーに、社外より環境関係の有識者2名を迎え入れ、平成17年5月末より諮問委員会の活動を予定しております。

（5）社内定期環境診断の実施

各地区、製造所の相互環境診断については、詳細の実施要領について現在検討中です。実施要領が確定しましたら、速やかに実行いたします。

（6）公害防止管理者資格取得推進

弊社のエンジニア全員に公害防止管理者の資格受験を義務付け、今秋より計画的に受験をさせてまいります。

3. ダスト精錬炉及びその関連施設におけるシアン対策

(1) 西六号排水口での基準値超過について

西六号排水口でのシアンの基準超過の原因は、ダスト精錬炉で生成したシアンを含有した循環水が、雨水に混入したためであり、その径路は、以下の3点と考えております。

- ① 湿式除塵装置の循環水に含まれるシアンが、冷却塔よりミスト分として周囲に飛散しました。
- ② シックナー内スラジを脱水し排出する過程で、排水が周囲に漏水しました。
- ③ 循環水のシックナーのコンクリート面に微細な亀裂があり、ここよりシアンの混入した循環水が漏水いたしました。

また、シアンによる周辺の土壌、及び地下水への影響については現在調査を継続中です。

これらの原因に対して、以下の対策を予定しています。なお、今後の実施につきましては、『千葉市殿 シアン対策専門委員会』にて実施案をご審議いただき、同委員会のご了解を得た後に実施する予定です。

① ダスト精錬炉周辺の清浄化

ダスト精錬炉を平成17年1月22日に停止し、周囲の堆積ダスト・土壌を徹底的に除去しました。【平成17年1月25日～28日に実施】

② 冷却塔からのミスト飛散防止

冷却塔上部からのミスト飛散を完全に防止するために、冷却塔方式より、間接冷却方式への全面的な構造変更を検討中です。

③ シックナーよりの漏水対策

シックナー側壁の亀裂補修を行い、止水をいたしました。また、シックナーのコンクリート内面に樹脂ライニングを実施し、遮水性を高めました。【平成17年3月15日完了】

④ ダスト精錬炉周囲の雨水処理の強化

ダスト精錬炉周囲をコンクリート舗装し、300mmの高さで設置してあった防液堤の高さを200mm嵩上げして500mmとし、設備からの水漏れ等のトラブル発生時にシアン含有水を敷地内へ溜め

る能力を向上させました。【平成17年3月2日完了】

⑤ 雨水処理設備の設置

防液堤内に溜まった雨水を処理する設備として、貯水槽とシアン処理槽の設置を計画しております。

また、現在までに、以上の対策を推進する過程で発生したシアンを含有したダスト・土壌・循環水・冷却塔関係の廃材等は、現在弊社千葉地区東工場、及び西工場内で保管しております。今後、千葉県・千葉市殿のご指導を頂きながら、産業廃棄物として適切に処理いたします。

(2) 西七号排水口での基準値超過について

西七号排水口でのシアンの基準値超過の原因は、焼結原料へのリサイクル使用のためにヤードに持ち込んだダスト精錬炉のスラッジから、降雨によりシアンが流出し、道路脇の雨水口へ混じり、西七号排水口から排出されたためと考えております。

シアンによる周辺土壌、及び地下水への影響については現在調査を継続中です。対策は、以下を予定しています。

なお、今後の実施につきましては、『千葉市殿 シアン対策専門委員会』にて実施案をご審議いただき、同委員会のご了解を得た後に実施する予定です。

- ① ヤード内に仮置きしていたダスト精錬炉スラッジは、全て回収し、現在弊社千葉地区東工場内で保管しております。【平成17年2月10日実施】今後、千葉県・千葉市殿のご指導を頂きながら、産業廃棄物として適切に処理いたします。
- ② 焼結へのリサイクルは、ヤードへの持ち込みを行わず、直接焼結設備へ投入するための設備改造を計画しております。

4. 排水溝におけるその他の基準超過対策の進捗

資料にて、排水溝におけるその他の基準超過項目についての原因と対策、及び現在の進捗を報告いたします。

5. 県民・市民の皆様への情報開示

弊社ホームページにて、県民・市民の皆様に、弊社東日本製鉄所（千葉地区）の水質管理に関するデータを月々開示してまいります。平成 17 年 5 月より、前月分についての情報を開示する予定です。